

会 務 月 報

第375号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成26年3月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成26年3月19日（水）

13:30～15:30

2. 場 所 日事連会議室

3. 理事総数及び出席理事数 総数33名、出席数30名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端隆、西村武

専務理事 高津充良

常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、田畑光三、富岡学、
宮原克平

理 事 秋野卓生、浅野善治、上原伸一、岡本賢、
奥田修一、金子敏夫、北泰幸、河野久、
佐々木宏幸、鈴木眞生、高橋吉徳、中山茂樹、
新沼義雄、水谷達郎、村岡健治、村山高文、
横須賀満夫

監 事 栗原憲昭、林陽郎

事 務 局 北野芳男参与、前田敏明事務局長兼総務課長、
戸谷泰子会誌編集担当課長、鈴木雅之業務課長、
千浜民子企画調整担当課長

欠席者

常任理事 後藤明夫

理 事 富田裕、吉田敏

5. 議 事

(1) 議長の選任 三栖邦博会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の選任

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人に以下の
者が選任された。

三栖邦博会長、栗原憲昭監事、林陽郎監事

(3) 議決事項

1) 平成26年度事業計画の承認の件

各常置委員会委員長及び専務理事より、資料1によって平成26年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

議長より、平成26年度事業計画の承認について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2) 平成26年度収支予算の承認の件

高津専務理事より、資料2-1～3によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成26年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

予算は、昨年度まで総会に諮っていたが、一般社団法人に移行し、現在の定款では理事会の承認によって成立する。2年に1度の適合証明技術者の講習と平成26年度から新たに実施する「既存住宅現況検査技術者講習」を同日に受講可能とすることで、適合証明技術者の登録減少に歯止めがかかることが期待される。財政検討特別委員会での検討結果報告（平成24年11月29日理事会承認）をもとに、財政安定に向けた方針に沿った予算案である。

議長より、平成26年度収支予算の承認について諮ったところ、異議なく、資料2-1のとおりこれを承認した。

3) 日事連建築賞選考委員会委員就任の承認の件

宮原総務・財務委員長より、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

日事連建築賞募集要項及び委員については、平成25年1月28日開催の通常理事会で承認済であったが、その後、

1月に森野美徳委員が亡くなられた。円滑な審査を行うため、代わりに都市建築編集研究所代表の石堂威氏を委員とした。

議長より、日事連建築賞選考委員会委員就任の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) 消費税率の変更に伴う法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習）の対応等の承認の件

朝岡教育・情報委員長より、資料4により次の趣旨の説明がなされた。

消費税増税に伴う建築士定期講習受講手数料の改定について、昨年、建築技術教育普及センター（建築教育センター）より、本会及び日本建築士会連合会（士会連）に対して受講手数料を税込12,960円（税抜12,000円）とする提案がなされた。これは、現行の受講手数料に消費税増税分を転嫁すると税込13,268円となるが、他の主要講習機関が受講手数料に増税分を転嫁しても、税込12,000円強にとどまり、13,000円代では受講者の心理的な印象から受講者が民間講習機関に流れてしまう恐れがあるため、13,000円を切る様にしたい。また、平成26年度は3年間隔の建築士定期講習で最も受講者が多い年度のため、受講料を12,000円代に据え置くことで多数の受講者確保を期待するというものである。これに対し、本会では、教育・情報委員会で協議した結果、受講料を12,000円代に据え置いたところで、他の講習機関との金額差は埋まらず、受講者確保に寄与することは期待できない。また、本会及び単位会の経費配分減額の方が影響が大きいと考え、消費税増税分を適正に転嫁する方針で建築教育センター及び士会連と協議した。しかし、士会連が建築教育センター提案を支持したため、最終的に平成26年度については、受講手数料を税込12,960円とし、経費配分を減額することとなった。

なお、管理建築士講習については、教育・情報委員会での検討結果に基づき、消費税増税分を現行の受講手数料に転嫁し、平成26年度より、税込16,200円（税抜15,000円）とすることで建築教育センターと合意している。

議長より、消費税率の変更に伴う法定講習（管理建築士講

習、建築士定期講習）の対応等の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

（4）報告事項

1) 社会資本整備審議会の「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」の第二次答申について

専務理事より、資料5-1～2によって次の趣旨の概要報告がなされた。

2月3日に第12回建築基準制度部会が開催され、「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」のとりまとめがなされた。同建築基準制度部会終了後、ただちに建築分科会（第34回）が開催され、報告がなされた。資料5-1は、社会資本整備審議会から2月25日に公表された第二次答申の正式版である。今後、これに基づき、必要な法改正等が行われる予定である。同答申では、引き続き「建築法体系勉強会」において提議された事項も踏まえ、今後の建築基準制度のあり方について継続して検討していく必要があるとしている。

2) 耐震診断・改修設計に係る業務報酬基準の告示化について

泉谷業務・技術委員長より、資料6によって次の趣旨の概要報告がなされた。

国土交通省では、耐震改修を促進するための施策の強化・推進を図っており、平成25年2月にとりまとめられた社会資本整備審議会答申等を踏まえ、同年4月より耐震診断・改修設計に係る業務報酬の算定方法検討委員会及び部会を設置して業務報酬基準の作成について議論が重ねられてきた。同委員会及び部会には本会から佐々木理事（業務報酬基準WG主査）が委員として出席している。同業務報酬基準を作成するため、告示第15号と同様に建築関係団体の協力のもと、平成25年8月から9月に、各調査協力事務所へ耐震診断・改修設計に係る業務量実態調査が実施された。

同委員会によれば、以下の内容で業務報酬基準の告示化を進めているようである。

①従来の告示第15号とは別に、新たな告示として耐震改修

に係る業務報酬基準を定める。

②告示の対象となる業務は、建築士事務所の開設者が行う「耐震診断」及び耐震改修に係る建築物の「設計」、「工事監理」、「建築工事契約に関する事務」、「建築工事の指導監督の業務」を示す。

③業務報酬の算定方法は、告示第15号と同様に、実費加算方法及び略算方法とする。

④告示は、平成26年3月までに国がとりまとめ、その後、公示及び解説書が出される予定である。

3) 三会共同提案にかかる土法改正の検討状況について

三栖会長、八島副会長及び専務理事より、資料8-1～5によって次の趣旨の概要報告がなされた。

三会共同提案については、国土交通省より建築関係団体と調整するよう指示を受け、12月から1月にかけて、住団連、日建連及び全国中小建築工事業団体連合会（全建連）等の関係団体と意見交換・情報交換を行った。1月からは自民党建築設計議員連盟（以下、議連）に新たに設計監理等適正化勉強会（山本有二座長、議連加入議員のうち約20名が参加）を設け、1月22日の第1回勉強会では、三会共同提案についての概要説明・意見交換を実施、2月12日の第2回勉強会では、三会共同提案についての必要性の説明と全建連・住団連からのヒアリングを行った。2月19日の第3回勉強会では、日建連、日本設備設計事務所協会及び日本建築構造技術者協会からのヒアリングを行ったところである。この3回の勉強会を踏まえ国土交通省が法案の調停案を作成し、2月27日に国土交通省と協議後、三会で調整し、3月5日の第4回勉強会に臨んだ。

議連の幹部の先生からは、3月中に議連としての法案要綱をまとめ、4月に法制局や自民党以外の政党と調整を図り、5月の連休明けに法案を提出しなければ、今国会での成立に間に合わないと言われている。

本会では、建築設計・工事監理を業として行う者は全て事務所登録をすることと、設計・工事監理契約は建築士でないとできない範囲については書面による契約の義務化を目指し

ていたが、業を行うには事務所登録が現行法でも必要であることを技術的助言で明らかにするとともに、契約の書面化については、施工団体の反対や議連の幹部の先生のアドバイスを受け入れ、延べ面積300㎡以下のものについては将来の課題とし、契約書面の義務化の対象外とすることとした。しかしながら、内容的には概ね三会の要望に添ったものとなっている。

4) 全国大会実行特別委員会（東京開催）委員について

事務局より、資料8によって次の趣旨の概要報告がなされた。

全国大会実行特別委員会（東京開催）の委員構成については、平成25年11月28日開催の通常理事会で承認済であったが、その後、委員を資料のとおり14名決定した。なお、2月3日開催の第1回委員会では、東日本大震災への対応（建築復興支援センターの活動の総括）を全国大会のテーマ等にすることとしたため、東北3会から特別委員3名を加えている。

5) 平成26年度の主な会議日程（予定）について

事務局より、資料9によって平成26年度の主な会議日程について報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成25年11月末、12月末、平成26年1月末及び2月末の会員及び構成員数等を、事務局より次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料10のとおり。

平成25年11月30日現在 正会員46団体

構成員14,995事務所、賛助会員3社

平成25年12月31日現在 正会員46団体

構成員14,996事務所、賛助会員3社

平成26年1月31日現在 正会員46団体

構成員15,008事務所、賛助会員3社

平成26年2月28日現在 正会員46団体

構成員15,003事務所、賛助会員3社

<配付資料>

資料1：平成26年度事業計画書（案）

資料2-1：平成26年度収支予算について他
資料2-2：平成26年度一般会計予算内訳書（案）
資料2-3：平成13～26年度末（予算）当期損益と特定
資産残高
資料3：日事連建築賞選考委員会委員の就任について
資料4：消費税率の変更に伴う建築士定期講習受講手数料及
び経費配分の変更について他
資料5-1：今後の建築基準制度のあり方について「木造建
築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性あ
る確認検査制度等の構築に向けて」（第二次答
申）
資料5-2：国土交通省報道発表建築基準法の一部を改正す
る法律案について
資料6：耐震診断・改修設計等に係る業務報酬基準の告示化
についての報告
資料7-1：三会共同提案の法制化にかかわる主な動き
（H25.11.28以降）他
資料7-2：自由民主党建築設計議員連盟設計監理等適正化
勉強会資料
資料8：全国大会実行特別委員会（東京開催）委員について
（報告）
資料9：日事連・平成26年度主な会議日程（予定）
資料10：会員・構成員異動報告書

■第6回 教育・情報委員会議事概要

日 時 平成26年5月12日（月）

13：30～16：00

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長 朝岡 市郎

副委員長 横須賀 満夫

委 員 池田 匠、坂本 忠志、尾添 信行、
西森 敬祐、川崎 安彦

担当副会長 上野 浩也

事 務 局 前田 敏明、市川 貴之、夏目 浩行

欠 席 者 松岡 由紀夫

<配付資料>

前回議事録

資料1：平成25年度教育・情報委員会事業報告（案）

資料2-1：法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の
実施状況等について

資料2-2：消費税率の変更に伴う建築士定期講習受講手数料
及び経費配分額の変更について

資料2-2参考：民間登録講習機関の法定講習受講手数料につ
いて

資料3-1：平成25年度「建築士事務所の管理研修会」実施
結果一覧

資料3-2：「建築士事務所の管理研修会」知事指定状況及び
年間実施計画一覧表

資料3-3：「建築士事務所の管理研修会」に関する単位会か
らの意見・要望について

資料3-3別紙：管理研修会についての意見・要望（鹿児島会
提出資料）

資料3-4：管理研修会に関する鹿児島会からの意見・要望に
関する対応について

資料4：今後の管理研修会の運営に関する基本的考え方 概要

資料5：「建築士事務所の管理研修会」テキストの改訂に係る
スケジュール等について（案）

資料6：第27回建築CPD運営会議資料（建築教育センター
作成資料）

資料6参考：建築施工管理CPDについて（（一財）建設業振
興基金HPより）

議 事

1. 平成25年度事業報告について

事務局より平成25年度の教育・情報委員会事業報告（案）

について、資料1により説明がなされた。概要は以下のとお
り。

(1) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」(以下、「管理研修会」)の実施推進について

- ・平成25年度の管理研修会は、37単位会が53会場で開催し、計4,315名が受講した。
- ・テキスト改訂に加え、重要な事項についての別冊参考資料を作成し、最新情報の提供に努めた。
- ・研修会の質の向上のため、理解度確認チェックを作成し、一部単位会で活用された。
- ・受講者を確保するための各単位会の取組みについて、アンケート調査を実施し、単位会に情報提供した。

(2) 法定講習(「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」)について

- ・平成25年度の管理建築士講習は、計1,414名が受講した。建築士定期講習は、計11,545名が受講した。
- ・県庁所在地以外における小規模講習を実施できる体制を整えるとともに、受講者を確保するためのアンケートを実施し、各単位会の取組み内容について情報提供した。
- ・平成26年度の消費税率変更に伴う法定講習受講手数料の改定を行った。

(3) 建築士事務所の業務の運営及び設計等の業務に関する新たな研修の企画・推進

- ・単位会及び建築関係団体で実施している講習・研修を調査し、本会もしくは単位会と協力して実施できる可能性等について検討し、今後は、建築関係団体との連携を模索していくこととした。

(4) 「建築CPD情報提供制度」の活用推進

- ・本制度の活用推進を都道府県への共同要望書に盛り込んだ。また、「建築CPD情報提供制度の活用の手引き」の改訂を行った。

(5) インターンシップへの支援・協力

- ・「産学連携建築教育連絡会議」の検討状況等について、報告・協議検討を行った。

以上の説明の後、委員長が事業報告(案)について諮ったところ、異議なく了承された。なお、委員からは、理解度

確認チェックを使用した単位会の知事指定状況についての質問があった。

2. 法定講習の実施状況等について

資料2-1～2-2参考について、事務局より以下の説明がなされた。

(資料2-1：法定講習実施状況等)

- ・平成26年度の法定講習の年間実施計画については、管理建築士講習は約1,700名、建築士定期講習は、約13,000名程度となっている(いずれも5月時点)。建築士定期講習については、年間実施計画と比較すると、事務所協会の開催規模は建築士会の約2分の1となっている。

(資料2-2、資料2-2参考：平成26年度の法定講習受講手数料)

- ・民間登録講習機関に対する競争力確保のため、平成26年度は、建築士定期講習の受講手数料を、税込12,960円として受付を行っている。
 - ・主要民間登録講習機関である総合資格学院・日建学院の建築士定期講習の受講料については、平成25年度から変更はない(一級12,000円、二級10,000円)。
 - ・管理建築士講習については、消費税増税分を転嫁し税込16,200円とした。同講習を実施している総合資格学院は、税込15,500円としており(従前は14,700円)、昨年度までの価格差が、1,050円から700円まで縮小されている。
- 以上の説明の後、委員からは、以下の発言があった。
- ・民間登録講習機関が実施する法定講習は、講義の監督体制が非常に緩く、修了結果通知も早いため、受講者にとって利点がある。
 - ・民間登録講習機関は、常に受付を行っており、会場も選択肢が多い。
 - ・事務所協会会員にはできるだけ事務所協会の建築士定期講習を受講するようお願いしている。

3. 建築士事務所の管理研修会の実施状況及び計画等について
事務局より、以下の報告及び説明がなされた。

(資料３－１～３－２：管理研修会実施状況、知事指定状況)

- ・平成２５年度の受講者数は前年度より微増となったが、申込率は低下傾向となっており、なんらかの対応が必要であると思われる。
- ・平成２６年度の実施については、平成２５年度より２会增加の、計３９単位会が管理研修会を開催する予定となっている。
- ・知事指定については、計２７会が知事指定を得ており、現在、前向きに検討している都道府県もあるため、もう少し指定数が増加する見込みとなっている。

以上の報告の後、委員からは、以下の発言があった。

- ・ある程度人口規模の大きな都市圏でも、受講者が非常に少ない単位会がある。受講者確保のために取り組んでいかなければならない。
- ・本研修会のＰＲ方法に工夫が必要ではないか。事務所登録事務を受託している単位会では、窓口でＰＲすることが有効ではないか。
- ・知事指定が一旦切れて、現在まで開催していなかったこともあり、任意講習であるとの認識が広がっていると思われる。
- ・管理研修会という名称が管理建築士講習と似ているため、一度受講すればよいものと思っている方も多いのではないかな。
- ・必ずテキストに沿って講義を行わなければならないという考えが単位会にあるのではないかな。テキストの内容を全て扱うことにこだわる必要はないため、最新情報や実務に役立つ内容を講義に活かすことができれば、良い講義になると思われる。
- ・講習会が多いことが受講者の伸び悩みに影響しているのではないかな。そのため、どういうことを目的とした講習かということを明確に示すことが必要ではないかな。やや高額な受講料金のため、内容を充実したものにすることがより重要だと思われる。

(資料３－３：管理研修会に関する単位会からの意見・要望)

管理研修会に関する単位会から寄せられた意見・要望について事務局より説明がなされ、協議の結果、以下の方針で対応していくことで一致した。

- ・管理研修会テキストの単位会への卸し価格及びそれに伴う受講料の問題については、当面は現状を維持することとし、今後、本研修会の受講者数が安定して推移するようになれば、改めて検討する。
- ・５年毎の法定講習としての制度化を望む声については、法定化すると建築士定期講習と同様に、民間登録講習機関との競争が生じるため、あくまでも知事指定講習として運営していく形を基本とする。
- ・ＤＶＤ講義の実施を望む声については、行政担当者や講師からの最新情報の提供が、本研修会の長所であるため、あくまで対面講義を基本方針とする。
- ・本研修会のＰＲのためのチラシの作成を望む声については、既に作成しているものがあるため、若干の修正後、単位会宛て提供することとする。

(資料３－４：管理研修会に関する鹿児島県からの意見・要望への対応)

鹿児島県から提出された管理研修会に関する要望文書について、事務局より説明があり、協議の結果、事務所登録更新時の受講証明書の添付の義務化等については、都道府県知事の行政指導として、強い勧奨が行われている県も実際にあるため、建築士事務所に対する指導・監督権限を有している都道府県知事に対し、行政指導の要望を行っていくことが最も有効だと考えられる旨の回答を文書で行うこととした。

４．建築士事務所の管理研修会の運営等について

事務局より、資料４を用いて、今後の管理研修会の質の向上に向けた改善案について、以下の説明がなされた。

平成２５年度は、３７単位会が管理研修会を実施し、その内２７単位会が知事指定を受けているが、受講者数については、伸び悩んでいる単位会も見受けられる。そのため、知事

指定活動の推進に加え、講義の質を向上させることも重要だと考えられる。講義内容の充実のための対応策について、検討していくこととした。

委員からは以下の意見が出された。

- ・講師の融通を行うのは良いことだと思われる。得意分野を持つ講師を起用できれば講義の質も高まる。しかし、ブロック内で講師の融通・調整を行うのは、難しい面もあるので、日事連を通じて調整する方がよいのではないかと。人材ストックのような仕組みを作り、多様な講師を単位会に派遣できるようにすればよいのではないかと。講師の交通費・謝金等については、単位会の裁量に任せることがよいと思われる。
- ・多くの管理研修会で使用された、パワーポイント教材については、重要箇所がまとまっていることは利点だが、実際に操作しながら講義も行うというのは使いにくい。また、最新の話題を盛り込むためには適さないと思われる。
- ・建築紛争や建築士の処分等に関する部分に焦点を当てればよいのではないかと。
- ・講義の時間配分は単位会である程度自由に設定してもらえばよい。基礎編は要点を簡単に取上げ、後は受講者が興味を持つような内容を取上げればよい。
- ・建築士法の改正については、非会員の方々にはほとんど認識されていない。非常に重要な内容も含まれているので、講義で取上げれば興味を持つと思われる。
- ・実際に建築士法改正の内容について、詳細に講義出来る方はそれほど多くないため、概要を紹介する程度でも良いのではないかと。
- ・同研修会のPRについても工夫が必要だと思われる。
- ・講師の指導要綱等を作成し、単位会に提供すればよいのではないかと。そして、実務に直結するような内容を含んだ講義となるよう努めてもらいたいと単位会に依頼すればよいのではないかと。

検討の結果、各ブロック内での講師相互融通の仕組みを優先課題として、今後仕組みを構築していくこととした。また、講師の指導要綱の作成についても検討していくこととした。

なお、DVDについては、今後のテキストの大幅改訂時の課題として、継続して検討することとした。

5. 建築士事務所の管理研修会の教材等について

事務局から、資料5により、管理研修会テキストの修正事項（案）について概要説明がなされ、委員長が委員に諮ったところ、原案どおり改訂を進めることとし、各委員には内容を確認してもらうこととした。

なお、委員からは、建築士法改正の話題については、別の講習会を設定した方がよいのではないかと。概要を紹介するような程度にしておいた方がよいと思われる旨の発言があった。

6. 建築CPD情報提供制度について

資料6により、2月に開催された第27回建築CPD運営会議の概要説明に併せ、建設業振興基金が構築を進めている建築施工管理CPD制度が、平成26年5月末にスタートを予定している旨の報告がなされた。

7. その他

耐震改修促進法の改正に関する各ブロック・単位会の取組みについて情報交換を行った。

■第6回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成26年5月13日（火）

14：30～16：15

会 場 日事連会議室

出席者 委員長：富岡学

委 員：高橋清秋、中元伸夫、高橋宏、丸川眞太郎、
上妻建生

事務局：高津充良、前田敏明、戸谷泰子、三浦知子

欠席者 副委員長：上原伸一、委員：池田修平

担当副会長：西村武

<配付資料>

資料1：平成25年度事業報告（案）

資料2－1：平成26年度共同要望書（案）内容の決定について

資料2-2：平成26年度共同要望運動実施結果報告書（案）

資料3-1：平成26年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項（案）

資料3-2：平成25年度建築士事務所キャンペーン事業結果一覧について

資料4：平成26年度「日事連」台割表

参考1：単位会独自要望書における「最低制限価格制度」に関する記述例

参考2：平成25年度共同要望運動実施結果報告一覧

議 事

1. 平成25年度事業報告（案）について

事務局より資料1によって、平成26年度事業報告（案）について説明し、諮ったところ、原案通り了承された。

2. 平成26年度共同要望書（案）内容の決定について

事務局より資料2-1によって、前回委員会での決定事項をもとに、事前に委員に送付した要望書（案）について説明した。協議の結果、要望項目②の追加文章最後の「要望いたします」を「お願いいたします」に変更することとし、平成26年度共同要望書（案）を常任理事会に諮ることとなった。
[平成26年度共同要望項目]

①建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、新業務報酬基準によること

②建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、価格以外の要素を考慮すること

<要望項目②の最後に以下の主旨を追加>

やむを得ず入札方式で設計者の選定をする場合は、「最低制限価格の設定」を実施すること

③建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、賠償責任保険への加入を条件とすること

④建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、「建築CPD情報提供制度」の実績を活用すること

なお、最後に高津専務理事より、要望項目①について、今国会に提出予定である「建築士法の一部を改正する法律案」に「国土交通省の定める報酬の基準に準拠した契約締

結の努力義務化」が盛り込まれており、法律の成立が要望書の作成に間に合えば、要望項目①に法改正で業務報酬基準が位置づけられた旨を追記することが提案され、了承された。

3. 平成26年度建築士事務所キャンペーン実施要項（案）について

事務局から資料3-1、3-2により、平成26年度建築士事務所キャンペーン実施要項（案）、開催要領（案）の説明を行った。

委員より、実施要項（案）では日事連は会誌で事前広報をすることとしているが現実的なのか、という質問が出され、キャンペーンの実施時期が広範囲で広報は難しいことから、協議の結果、事前広報から会誌を削除することとした。但し、個性的なキャンペーン事業を実施した単位会を、会誌で紹介する方向で検討することとなった。

4. 会誌編集専門委員会報告

事務局より資料4によって、会誌「日事連」の今後掲載予定の特集・掲載記事等について報告を行った。

また、建築3会でとりまとめた共同要望提案が、今国会で議員立法により成立する見込みであることを受け、法律が成立した場合、8月号以降で会誌にて特集を組む予定であることが報告された。

特集では、法改正の概要、意義及び具体的な改正点の紹介等を掲載する。

5. その他

各委員から広報・渉外委員会を2年務めての意見・感想が出された。主なものは以下のとおり。

・会誌について

－ 以前に比べ見やすくなった。

－ 被災地の状況も継続的に特集が組まれて良かった。

－ もっと会員参加型になれば良いと思う。

－ 特色ある単位会の会報誌を紹介してほしい。

－ 次期委員会ではブロックごとに、単位会の会報誌の報告をしてもらうと良いのではないかと。

- 会誌編集専門委員会の委員とも話す機会があれば良かった。
- ・要望運動では小規模事務所とのギャップがあるため、バランスを保つのが難しいと感じた。
- ・日事連ホームページでアップされた情報を各单位会に知らせたい。
- 重要と思われる情報をアップしたときには単位会にメールしているため、単位会内での連絡方法等を確認してほしい。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成26年

- | | |
|-------|--|
| 6月23日 | 常任理事会
建築士事務所全国会長会議
定時総会
臨時理事会
日事政研通常総会 |
| 27日 | 既存住宅の活用に係るWG |
| 7月 1日 | 五会会長会議 |
| 4日 | 事務局連絡会議 |
| 8日 | 四会連合協定建築設計・監理等業務契約
約款サブWG |
| 11日 | 正副会長会
常任理事会 |

■5月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成26年5月1日～5月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,038	+ 4	4,652	22.3 %	237	+ 2	22.8 %
青 森	173		991	17.5 %	36		20.8 %
岩 手	268		1,072	25.0 %	62	+ 1	23.1 %
宮 城	363	+ 2	2,181	16.6 %	71		19.6 %
秋 田	149		1,160	12.8 %	42		28.2 %
山 形	174		1,244	14.0 %	49		28.2 %
福 島	221		1,663	13.3 %	54		24.4 %
茨 城	498		2,187	22.8 %	141		28.3 %
栃 木	176		1,441	12.2 %	86		48.9 %
群 馬	188	+ 2	1,844	10.2 %	88		46.8 %
埼 玉	526	- 1	5,156	10.2 %	112		21.3 %
千 葉	434	- 3	3,604	12.0 %	108		24.9 %
東 京	1,521		15,718	9.7 %	451	+ 6	29.7 %
神奈川	771	+ 6	6,472	11.9 %	176		22.8 %
新 潟	330	+ 1	2,746	12.0 %	111		33.6 %
長 野	446	- 4	2,294	19.4 %	118		26.5 %
山 梨	100	- 1	861	11.6 %	11		11.0 %
富 山	306	- 3	1,333	23.0 %	59		19.3 %
石 川	287	+ 2	1,341	21.4 %	53	+ 1	18.5 %
福 井	242	- 2	1,028	23.5 %	55		22.7 %
静 岡	479		3,334	14.4 %	134		28.0 %
愛 知	565		5,250	10.8 %	126		22.3 %
三 重	188		1,353	13.9 %	63		33.5 %
滋 賀	187	- 1	1,223	15.3 %	34		18.2 %
京 都	317		2,232	14.2 %	86		27.1 %
大 阪	805	- 3	6,675	12.1 %	169		21.0 %
兵 庫	435		3,752	11.6 %	107	+ 1	24.6 %
奈 良	113		992	11.4 %	22		19.5 %
和歌山	118		801	14.7 %	26		22.0 %
鳥 取	89	+ 2	515	17.3 %	46		51.7 %
島 根	139	+ 1	713	19.5 %	68		48.9 %
岡 山	412	+ 3	1,584	26.0 %	59		14.3 %
広 島	342		2,461	13.9 %	120		35.1 %
山 口	109	+ 1	1,141	9.6 %	37		33.9 %
徳 島	98	+ 2	885	11.1 %	12		12.2 %
香 川	102		1,156	8.8 %	17	+ 1	16.7 %
愛 媛	152		1,236	12.3 %	34		22.4 %
高 知	143		672	21.3 %	21	+ 1	14.7 %
福 岡	487		3,801	12.8 %	142	+ 2	29.2 %
佐 賀	177		639	27.7 %	30		16.9 %
長 崎	254	- 2	905	28.1 %	43	- 1	16.9 %
熊 本	218		1,406	15.5 %	88		40.4 %
大 分	152		967	15.7 %	35		23.0 %
宮 崎	120		1,107	10.8 %	56	+ 1	46.7 %
鹿児島	304		1,357	22.4 %	83	- 1	27.3 %
沖 縄	190		1,290	14.7 %	52	+ 1	27.4 %
計	14,906	+ 6	106,435	14.0 %	3,830	+ 15	25.7 %

※建築士事務所登録数は平成26年3月末日現在の数字である。